

## 序章 計画の主旨

### 1. 計画の背景と目的

本市では、平成 12（2000）年 3 月に三木市都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定し、その後、平成 23（2011）年 2 月に改定を行い、これに基づき計画的なまちづくりを進めてきました。

国においては、人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することをめざし、平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

また、拡散した市街地での急激な人口減少対策として、住宅及び医療、福祉、商業などの施設誘導と、それと連携した公共交通に関する施策によるコンパクトなまちづくりを支援するため、平成 27（2015）年に「都市再生特別措置法」が一部改正されました。

本市においても、若い世代の市外への流出や出生率の低下などにより、人口は継続的に減少を続けており、少子・高齢化も進んで行くことが想定されています。

一方、安全面に目を向けると、平成 23（2011）年以降、東日本大震災や熊本地震などの大規模地震をはじめ、広島土砂災害、平成 30 年 7 月豪雨、笹子トンネル天井板落下事故、亀岡集団登校事故などが発生していることから、本市においても、安全で安心な市民生活の確保が一層求められています。

こうした国の取り組みや社会情勢の変化などに対応し、本市各地域の活力の増進、市民生活の利便性の維持・向上、安全で安心なまちづくりなどを計画的に進めていくため、都市計画マスタープランの見直しを行い、各地域の特色を生かした拠点の機能分担と地域間のネットワークの強化に取り組んでいくなど、これからのまちづくりの基本的な方針を示すものです。

### 2. 計画の意義と役割

#### ①三木市の将来像の実現に向けた指針

都市計画マスタープランに、めざすべき三木市の将来像を示すことで、都市計画に対する市民の理解を容易にします。

#### ②個別の都市計画の決定・変更の指針

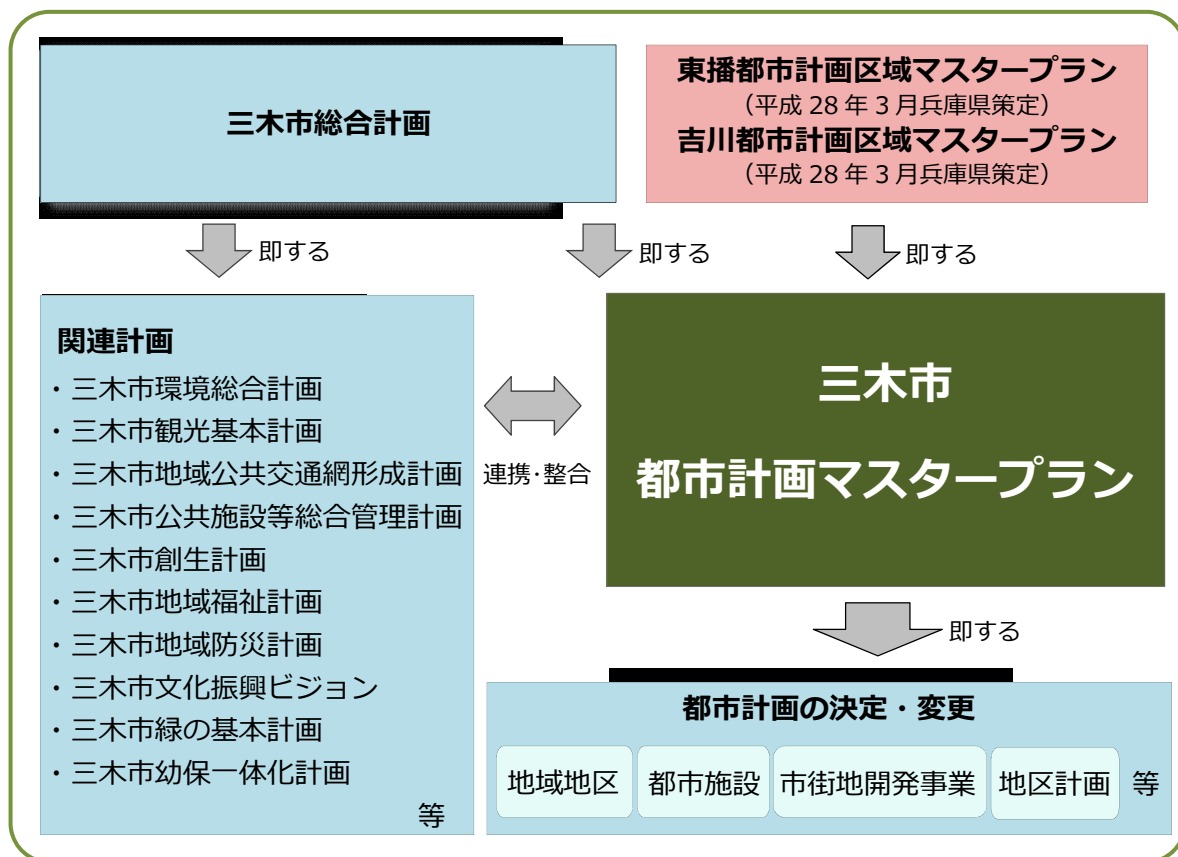
土地利用や、交通、公園、下水道などの具体的な方針を定めることにより、個別の都市計画の決定・変更の指針となります。

#### ③協働のまちづくりを進めるための指針

まちづくりの目標などを市民と共有することで、市民が参画する協働のまちづくりを促進します。

### 3.計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）や「三木市総合計画」に即するとともに、関連計画との整合を図る必要があります。



(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 4.計画期間と計画対象区域

---

計画期間は、2019年度を初年度とし、概ね20年後を見据えながら、10年後の2028年度までとします。

都市計画マスタープランの計画対象区域は、都市計画区域を基本とするものですが、本市では市全体のまちづくりの観点から、都市計画区域外を含む市全域とします。

## 5.計画の着目点

---

### ①各地域の特色を生かした拠点の機能分担と地域間のネットワークの強化

人口減少、少子・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を維持し、市民の安全で安心な暮らしを確保していくため、各地域の特色を生かした拠点の機能分担を明確にするとともに、地域間のネットワークを強化し、相互連携・相互補完によるまちづくりをめざすことで、市全体の総合力を高めることができる計画とします。

### ②優れた高速道路網を生かした交流人口の増大

本市には、中国自動車道（吉川ジャンクション、吉川インターチェンジ）、山陽自動車道（三木ジャンクション、三木小野インターチェンジ、三木東インターチェンジ）、舞鶴若狭自動車道（吉川ジャンクション）などが整備されているとともに、東播磨道の整備が進んでいます。

また、山陽自動車道三木サービスエリア内にスマートインターチェンジの設置が検討されています。

このような本市の特徴である、優れた高速道路網を生かした交流人口の増大につながる計画とします。

### ③大規模戸建住宅団地における活力の維持・向上

昭和40（1965）年～55（1980）年頃に開発された自由が丘、緑が丘の大規模戸建住宅団地では、人口減少、少子・高齢化の進行により、地域の活力が低下し、空き家・空き地なども増加傾向にあります。また、その後に開発された青山においても、同様の状況になることが懸念されています。

このような状況にある、大規模戸建住宅団地における活力の維持・向上を図るため、現在の良好な住環境を維持しつつ、生活の利便性の確保や多様な世代の居住誘導などに取り組む計画とします。

### ④旧市街地における歴史的資源の保全と防災対策の両立

旧市街地には、湯の山街道沿いなどに昔ながらの建造物が建ち並ぶ歴史的町並みが残されています。一方、これらの旧市街地の中には、兵庫県の東播都市計画防災街区整備方針において、協働で防災性の向上に努める必要のある防災街区課題地域があります。

このため、歴史的資源である湯の山街道沿いなどの町並みの保全とあわせて、旧市街地の安全性を高める計画とします。

### ⑤市街化調整区域、非線引き都市計画区域、都市計画区域外における地域コミュニティや活力の維持・向上

市街化調整区域及び非線引き都市計画区域、都市計画区域外では、特に人口減少、少子・高齢化が著しく進行しています。

このため、地域の活力の維持・向上をはじめ、農地、森林などの自然環境や歴史的資源の保全・活用を図る計画とします。

## 6.計画の構成

三木市都市計画マスタープランは、大きく分けて、以下の現状と市民意向、全体構想、地域別構想、計画の実現に向けてで構成されます。

